名

別紙様式第8号の3(第26条の29の2関係)(平22内府令32・追加、平23内府令35・平24 内府令17・平29内府令6・平29内府令9・令元内府令2・令元内府令14・令2内府令14・令2 内府令75・一部改正)

> 事業報告書第期(年月日から 年月日まで)

財務(支) 局長 殿 知事

 登録
 財務(支)
 局長

 届出者
 ( ) 第 号

 番号
 知事

(郵便番号 )

住 所

電話番号( ) 一

名 称氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

連絡者 所属 氏

電話番号() 一

(記載上の注意)

「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

 事業報告書

 目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 貸付金の担保内訳
- 6 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 7 資金調達の状況
- 8 延滞状況
- 9 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 10 社内規則等の整備及び改正状況
- 11 従業者に対する研修の実施状況
- 12 内部監査の実施状況
- 13 金利帯別貸付件数及び貸付残高

## 14 利息収入の状況

## (記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧 氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した 当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄に当 該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載する ことができる。
- 3 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

 事業報告書

 第期(年月日から)年月日まで)

1 貸金業務の概要

# (記載上の注意)

貸金業務の位置付け(当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況)、 貸金業務の状況の推移(貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な 理由)及び海外における事業展開等(進出国、拠点数、業務内容等)について 簡潔に記載する。

2 役職員数、事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

	区 分		Δ.			人	数	4	<b>等</b>		
							ち個人	うち法人			
役						員					
	う	ち	常	勤	役	員					
従	職					員					
業	そ		(	カ		他					
員			Ē	計							
合						計					
事			務			所					
	有	人	. 4	事	務	所					
	事自	動契	務 : 約 t	幾 設	· f f 置 1						

	事務所外現 置	記金自動設( 箇	開自社 所	
	代	理	店	
合			計	
提	<b>携先現金</b> 自重	動設備設置	置箇所	

## (記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人事務所内、事務所外自 動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載す る。

# 3 関係会社の状況

名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所3	所有又は 肯割合	関内	係容
12 fts	1 <del>11</del> //I	(首方円)	の内容	所有割 合(%)	被所有 割合(%)	内	容
	_						
	_						
	_						

- 1 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示 する。

- 3 「住所」には、国内の関係会社は市区町村名までを記載し、海外の関係会 社は都市名までを記載する。
- 4 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、取引状況等について記載する。

# 4 貸付金の種別残高

		件数・	残高	14-	数		残高		平均約定
貸付	付種別			件	奴	構成割合	残高	構成割合	金利
消		担 2向を除く	· (`)		件	%	百万円	%	%
費者	_ 有 (住宅	担 酒を除く	· (`)						
向	住	宅	卣						
		計							
事			付						
事業者向	手 刑	多割	引						
H		計							
	合	計				100		100	
うり	5株式取	得資金の	貸付						

- 1 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、 住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 3 担保には保証を含まない。
- 4 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 5 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 6 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 7 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

# 5 貸付金の担保内訳

		(表 NAL)		<u> </u>		中 へ
文/	人担保の 	性類	<b>残</b> 	台門	構 成 —————	割合
有	価 証	参	(	百万円 百万円)	(	% %)
	うちき	手形	(	)	(	)
	うち小	切手	(	)	(	)
	うち	朱式		)	(	)
債		権		)	(	)
	うち∄	金	(	)	(	)
商		品	(	)	(	)
不	動	産	(	)	(	)
財		団	(	)	(	)
そ	Ø	他	(	)	(	)
	計		(	)	(	)
保		証	(	)	(	)
無	担	保	(	)	(	)
合		計	(	)	(	100 100)

- 1 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担 保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。
- 2 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保 内訳について記載する。
- 6 貸付けの契約における公正証書の作成状況

件数・金額		件	件数			金	割	頁
契約種別			うち特別 証 <b>書</b>	它公正			うち <sup>物</sup> 証書	<b>持定公正</b>
貸付けに係る契約	(	件 )	(	件 )	(	百万円	(	百万円 )
保証 契約	(	)	(	)	(	)	(	)

# (記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証 書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利 を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約につ いて、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

# 7 資金調達の状況

借	入	先	等	 残	恒	平均調達金利
1金	融	機	関		百万円	%
2 関	係 融機関を	会 除く。)	社			
3事	業 版・リー:	会 ス会社を省	社 含む。)			
4個			人			
5そ	(	か	他			
	社債	· C P				
1	合	計				
自(法)	己 人の場合(	資 は自己資ス	金 ( <b>2</b>			
	資本金	(法人)				

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険 会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業 協同組合及び政府関係金融機関等をいう。

- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規 則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員 賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を 加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

#### 8 延滯状況

	俗什么				延	滞	残	F				小 在 4 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	当期貸倒
	貸付金 残高	1 ක් 3 ක්	內月以上 內月未満	3 か 6 か	月以上 月未満	6か 1年	月以上 未満	1 全	即上		計	損失額	当期 東岡 引当金額
消費 者向	百万円	(	百万円)	(	百万円)	(	百万円)	(	百万円	(	百万円)	百万円	百万円
事業者向		(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	( )	( )
合計		(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	( )	( )

- 1 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 2 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 4 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 5 表 4 の貸付金の種別残高、表 5 の貸付金の担保内訳の残高及び表 8 の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。
- 9 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

	(記載上の注意) 指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。
lo [	社内規則等の整備及び改正状況
L	
	1 策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規
	則等の改正を行った場合には、その概要を簡記すること。
1	2 貸金業協会会員にあっては記載を要しない。 従業者に対する研修の実施状況
	(記載上の注意)
	1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
	1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研
2	<ul><li>1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。</li><li>2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。</li></ul>
.2	1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研
2	<ul><li>1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。</li><li>2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。</li></ul>
.2	<ul><li>1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。</li><li>2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。</li></ul>

## (記載上の注意)

- 1 「内部監査」とは、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環としての検査等を含まない。(ただし、内部監査の代替として行う措置がある場合には、当該措置を記載すること。)
- 2 内部監査において自己検証を行っている場合は、自己検証の記録を添付す ること。
- 3 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。
- 13 金利帯別貸付件数及び貸付残高

	件数・残高	 件数		残 高	
金利帯		1十 奴	構成割合	**************************************	構成割合
2.5%以下		件	%	百万円	%
2.5%超	5.0%以下				
5.0%超	7.5%以下				
7.5%超					
合	計		100		100

## (記載上の注意)

金利は約定金利とする(法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。)。

# 14 利息収入の状況

	利息収入額	利息収入額	
種 別		71/10-48/14	構成割合
法第3条第1項の登録を受けた日以降行った 貸付けに係る利息収入額		百万円	%
			100
	うち特定非営利活動として行われる 貸付け及び生活困窮者を支援するため の貸付けに係る利息収入額		

## (記載上の注意)

法第12条の8第2項に規定するみなし利息を含む。